

平成十九年十二月二十一日提出
質問第三五一号

外務省職員の公私分別についての認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省職員の公私分別についての認識に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六八第三〇八号）を踏まえ、再質問する。

一 記憶力の定義如何。

二 一般に、外務省職員に求められる素質の中に、一で定義する記憶力は含まれるか。外交活動を行う上で、一で定義する記憶力はどの程度重要な要素となるか。外務省の見解如何。

三 「前回答弁書」では、二〇〇七年十月十一日号の「週刊新潮」七十四頁のコラム（以下、「コラム」という。）の中で、自身が貯めたマイレージを利用して航空機の座席をアップグレードした旨述べている外務省局長とは、現在外務省において局長職に就いている十名の内誰かについて、同年十月十一日から同年同月十六日の間に外務省大臣官房において行われた確認作業（以下、「確認」という。）に関して①「確認」を行った人物の官職氏名、②「確認」の具体的方法、③十名の局長の「確認」に対するそれぞれの具体的な回答内容の三点につき、外務省において記録は作成されていないことを理解した上で、①の「確認」を行った人物の記憶に基づいた答弁を求めたところ、「お尋ねのあった事項については、記録は作成しておらずお答えすることはできない旨、先の答弁書（平成十九年十二月七日内閣衆質一六八第二七七

号) 一について等で繰り返し述べたとおりである。」との答弁がなされているが、右答弁は、外務省において②と③だけでなく、①の十名の局長に「確認」を行った人物が誰かについての記憶すら既に失われているということか。明確な答弁を求める。

四 三で、①についての記憶すら既に外務省において失われているのならば、それは二で外務省が考える、外務省職員に求められる記憶力の水準を満たしていると言えるか。外務省の見解如何。

五 外務省において「確認」は本当に行われたのか。実際のところ、外務省は「確認」を行わずに答弁をしているのではないか。

六 五で、あくまで外務省が実際に「確認」を行ったと主張するのならば、②と③はともかく①についてまだ答弁を行わない理由を明らかにされたい。右は、外務省職員の記憶力が著しく低下しているか、または外務省において実際には「確認」は行われておらず、答弁のしようがないのどちらかであると考えているが、真実はどちらか。

七 「確認」についての記録は作成していないと外務省は累次答弁しているが、そもそも国民の代表たる衆議院議員からの質問に対する答弁を作成する上で必要な作業について何ら記録する文書を作成せずに、正

確な答弁が行えるものなのか。右の外務省の対応は、そもそも質問主意書に対する答弁を行う姿勢として不適切ではないのか。

八 「前回答弁書」で、政府は「出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用しているということではなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていないことは先の答弁書（平成十九年十二月七日内閣衆質一六八第二七七号）二について等で繰り返し述べたとおりである。」と、相変わらずの質問の趣旨を外した答弁がなされているが、現時点で外務省として右の様な考えを有していることはこちらも既に承知している。こちらが問うているのは、外務省として外務省職員が税金を原資にしてマイレージを取得する等、私的な便宜を図ることに對して何ら問題意識は有していかくとも、また、外務省内規として何ら右行為を規制する取り決めはないにしても、行財政改革の必要性が叫ばれ、国民が様々な負担増を強いられている今、外務省自ら襟を正す必要があるのではないかということである。右の外務省職員の行為に對して、外務省として全く問題意識は感じていないのか。

九 「コラム」にある様に、外務省職員が公費による出張で私的にマイレージを取得し、それを航空機の座席のアップグレードに使う等、私的便宜を図るために使用している状況があるか否か、外務省として職員

に調査をする考えはあるか。

十 九の調査の結果、「コラム」にある局長が誰か明らかになった場合、「確認されていない」と答弁してきた外務省において誰が責任を負うのか。

右質問する。